

行政区のあり方懇話会提言

平成9年4月

## はじめに

名古屋市は市の区域を16の行政区に分けており、市民生活に身近な行政サービスは、この行政区を通じて提供されている。

平成7年国勢調査によれば、人口が最大の区は中川区で20万6千人、最小の区は中区で6万3千人となっており、行政区の人口規模にはかなりの格差が生じてきているが、こうした区の人口格差は、行政サービスの面で、どのような影響を与えていているか検討する必要があると思われる。

また、21世紀に向け、高齢・少子社会の本格的到来や国際化、高度情報化の進展、市民意識・価値観の多様化、産業構造の変容など社会経済状況の変化の中で、行政需要はますます複雑多岐にわたってきている。

一方、国は行政改革、地方分権という日本社会全体を巻き込む政治・行政の大変革方針をうちだしたが、名古屋市においても平成7年に「行政改善推進方針」が策定されたのをはじめ、21世紀初頭の潮流に対応した名古屋市政の方向性を探るため「名古屋新世紀研究会」が設けられた。

このような状況の中で、市民にとって最も身近な行政単位である行政区においても時代の大きな流れに即したあり方が問われている。

多様化・高度化する地域ニーズに対しいかに迅速かつきめ細かく対応していくか、個性の時代といわれる現代において地域の個性と独自性をどのように育んでいくか、厳しい財政事情の中でいかに効率的な行政区運営を図り、安心して暮らせる地域社会をつくりあげていくか、ボランティア、NPO（民間非営利団体）、住民組織などとの新たな関わり、これらの事柄が「行政区のあり方懇話会」に求められた提言のテーマである。

「懇話会」では数次にわたる論議を経て提言をまとめに至ったが、提言は早急に着手すべきと思われるもの、法制度や財政状況など諸般の事情により現段階では将来の方針性を示すにとどまっているものなど様々である。このたびの提言を踏まえて市内部でさらに具体的な検討を深め、来るべき21世紀にふさわしい行政区が実現することを願うものである。

平成9年4月

行政区のあり方懇話会会長 室井 力

(行政区のあり方懇話会委員)

会長 室井 力 名古屋経済大学 法学部 教授

西山 八重子 金城学院大学 短期大学部 教授

昇 秀樹 名城大学 都市情報学部 教授

林 上 名古屋大学 情報文化学部 教授

藤本 義治 名古屋市立大学 経済学部 教授

松本 康 名古屋大学 文学部 助教授

# 行政区のあり方懇話会提言 目次

## はじめに

### I. 行政区の変遷と役割 1

1. 名古屋市・区のあゆみ	1
2. 行政区の役割	4
(1)行政区の性格	4
(2)行政機構としての行政区	4
(3)行政区のパイプ的機能	5
(4)大都市構造の変化と行政区	6
(5)行政区の役割の変化	6

### II. 行政区を巡る動向 8

1. 社会経済環境の変化	8
(1)高齢・少子社会	8
(2)情報化・国際化社会	9
(3)女性の社会進出・ボランティア・生涯学習	10
(4)産業構造の変化	11
2. 分権化の動向	12
3. 他都市の動向	13
4. 人口動向	17
(1)名古屋市人口の動き	17
(2)行政区別人口	17
(3)年齢別人口	18
(4)世帯構成	18
(5)昼間人口等	19

### III. 行政区の課題とその対応 21

1. 行行政区の人口格差への対応	21
(1) 行行政区相互間の人口格差	21
(2) 行行政区の適正規模	22
2. 行行政区を考える視点	24
3. 行政課題への対応方向	26
(1) 地域ニーズへの対応	26
(2) 区役所機能の強化と行政サービスの効率化	28
(3) 新しい都市運営	31

### IV. 行行政区のあるべき姿 35

1. 行行政区のビジョンづくりと独自事業の実施	35
2. 行政運営の効率化・民主化とサービスの質的向上	35
3. 住民活動の支援と受け皿づくり	36

#### 《参考表》

区域の移り変わり	38
表1 名古屋市人口の推移（調査時の市域による）	39
表2 最近の名古屋市人口の動き	39
表3 行行政区別人口の推移	40
表4 行行政区別年齢3区分別人口	40
表5 行行政区別常住人口・昼間人口	41
図 名古屋市の区別常住人口・昼間人口	42
表6 政令指定都市 行行政区別 面積・人口比較表	43

# I. 行政区の変遷と役割

## 1. 名古屋市・区のあゆみ

### ○市制施行 (明治期)

名古屋市が誕生したのは明治22年10月1日である。市制施行当時の市域は、名古屋城を底辺とし、現在の金山駅付近を頂点とする逆三角形の範囲で、面積13.34km<sup>2</sup>、人口は約15万7千人であった。

明治40年、熱田港の完成に合わせて、愛知郡熱田町の全域並びに愛知郡小碓村の一部を合併し、市域の拡張を図り、市域は31.98km<sup>2</sup>、人口も約35万人となった。この年、熱田港も名古屋港と改称された。

明治41年、市民の利便と事務処理の便宜を図るために、全市を東・西・中・南の4区に分けて区役所を設置し、ここに初めて名古屋市に「区」が生まれた。

明治時代の名古屋は、文明開化による近代産業の興起と鉄道・港湾などの基盤整備について商工都市として着実な発展を続け、明治の末期44年には名古屋市の人口は約42万人にのぼった。

### ○大合併 (大正期)

大正時代に入ると、第1次大戦後の好景気により、名古屋市経済は飛躍的に発展し、周辺の市街化が著しくなった。

大正10年には、愛知郡千種町、西春日井郡枇杷島町など隣接16か町村の大合併を実施し、名古屋市の面積は一挙に150km<sup>2</sup>に拡大し、人口も60万人を超える規模に達した。

### ○百万都市 名古屋 (昭和前期)

昭和期に入ると名古屋市は、中川運河の完成や市営バスの運行などの諸事業が達成されるにつれて、人口も著しい増加を見せ、昭和9年にはついに100万人を突破し

た。

昭和12年には、愛知郡下之一色町、西春日井郡庄内町、萩野村を合併した。この年、近代都市としての能率化を図るため、従来の4区に加えて新たに千種・中村・昭和・熱田・中川・港の6区を設け、10区制となった。

第2次大戦中、名古屋市は大軍需産業都市と化し、都市のあらゆるエネルギーが戦争に注ぎ込まれた。

昭和19年には防衛体制上の必要から、北・栄・瑞穂の3区を新設し13区制となつたが、終戦直後の20年11月には、戦災により焦土と化した中区と栄区を合併し、栄区を廃止した。

なお、空襲による焼失面積は市街地の約3分の1に及び、名古屋市の人口は約50万人まで減少した。

### ○中部圏の中核都市へ

第2次大戦後の名古屋市の復興と発展はめざましく、全国各地からの若年労働力を大量に受け入れ、昭和25年3月には人口100万人を回復し、市内は戦前をはるかに上回る速度で都市化が進行していった。

昭和30年4月愛知郡猪高村と天白村を、同年10月に西春日井郡山田村、楠村、海部郡富田町、南陽町を合併し、旧町村役場に区役所支所を設置した。これによって市域は一躍 250.07km<sup>2</sup>、人口133万7千人に達した。

急速に増加する人口と産業経済の発展は、名古屋市を名実ともに中部圏の中核都市として、わが国を代表する産業都市に躍進させた。

昭和37年、名古屋市は市域の合理化、都市基盤整備等を主要課題とする「名古屋市将来計画基本要綱」を定めた。これに基づいて、昭和38年2月に守山市を合併して守山区に、同年4月には愛知郡鳴海町を合併して緑区とし、14区制をしいた。

また、翌39年12月には知多郡有松町、大高町を合併し、緑区に編入するとともに、旧町役場に区役所支所を設置した。一方、名古屋市の人口が200万人を突破した昭和44年ごろから都市中枢管理機能の都心集中により、都心部の人口が減り、周辺部の

人口が増えるという人口のドーナツ化現象が顕著になってきた。こうしたことから行政区間の人口の不均衡を是正するという再編成の問題が起き、昭和50年2月に千種区から名東区が、昭和区から天白区が分区独立して16区制となった。

### ○住みたくなるまち名古屋へ

名古屋市では、昭和52年、新しい世紀を展望した市政の指導理念である「名古屋市基本構想」を定め、次いで55年に「名古屋市基本計画」をまとめた。

しかし、高齢化、高度情報化、国際化などの進行により、社会経済情勢は大きく変わってきた。そこで、昭和63年に21世紀に視点をすえた「名古屋市新基本計画」を策定した。

現在、市域面積326.37km<sup>2</sup>、人口約215万人の規模をもつ名古屋市は、この新基本計画に沿って、生活、産業、文化の全般にわたって調和のとれた「住みたくなるまち名古屋」の実現に向け着実に歩み続けている。

## 2. 行政区の役割

### (1) 行行政区の性格

今日、「行政区」の用語は、政令指定都市の設置する区を意味するものとして一般的に用いられている。

地方自治法は、「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例でその区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」(第252条の20第1項)と定めて、行政区と区役所の設置を義務づけている。

政令指定都市において行政区の必置制がとられている根拠は、大都市行政の特殊性に求められる。

大都市行政においては、その事務の大量性、多様性、高度性などのため、市（局）と区の機能分担が不可欠である。つまり、過度に人口、機能の集中している大都市地域においては、末端・細部の行政までにわたって市（局）一本で集中的に処理することは、効率的運営を阻害する。また、広域にわたる大都市において、市民の意思を十分に反映することは、距離的にも方法においても困難である。

名古屋市に提出された『行政区再編成に関する調査報告書』（昭和47年）においても、区を設ける理由として、「都市の発展が行政機構を複雑膨大化させ、効率的行政と行政への民主的統制とを低下させるため、これに対応して行政区を置き、行政需要を的確に反映するとともに、きめ細かい行政による対人サービスを徹底させる」ことの必要性を述べている。

### (2) 行政機構としての行政区

行政区は、市長の権限に属する事務を分掌するために設置されるものであるから、事務執行の便宜のために存在することは否定できないが、支所や市（局）の出先機関とは異なり、地域的な総合行政機関としての機能を遂行することが期待されている。

市（局）が取り扱う事務としては、全市的な計画の策定、全市的な広域的処理・統

一的処理を必要とする事務、大規模な施設の設置管理や高度な専門的技術を要する事務などをあげることができる。

これに対して、区にふさわしい事務としては、地域的な行政需要の充足に関する事務（地域福祉・地域振興など）、区民の日常生活に密着した事務（戸籍・住民基本台帳・国民健康保険・国民年金・徴税事務など）、市（局）出先機関の地域的調整に関する事務、区民に対する広報広聴事務、特に市長が区長に委任した事務が配分されている。

また、保健所、土木事務所、消防署など市（局）出先機関と区役所の関係では、専門行政という点を強調すれば、出先機関に事務を委ねる方が効率的であるかもしれないが、現地に即した総合行政の必要性という観点からは、区長の自主決定の権限を大幅に認めるべきであろう。

行政区の存在意義を、行政需要の充足を近距離において保障するための行政機能の地域的配分の合理化として考えるならば、行政区単位で行われる地域的な事務の権限は、行政区に配分されるべきであり、区長の企画・調整機能が拡充されるべきであろう。

### （3）行政区のパイプ的機能

行政区には、区民と市政をつなぐパイプ役としての機能が認められる。

長年にわたる接触を通じて、区民は区役所を自らの地元意識の中に取り込み、身近な窓口として利用している。市役所は、距離的・心理的にも、また行政的にも遠い。その距離の中継役を行政区が果たしている。

これから市政の民主的発展の鍵は、区民の市政に対する要望を取り次ぎ、それを的確に市政の運営に反映させるとともに、市政の区民への伝達啓発を行う行政区のパイプ的機能にある。行政区のパイプ的機能は、従来ともすれば、市政の区民への伝達啓発が重視されがちであったが、今後は住民自治に基づくパイプ的機能の側面がより充実されるべきである。

#### (4) 大都市構造の変化と行政区

高度経済成長を通じての都市化の進展は、その過程で都市の内部に構造的变化をもたらしている。大都市の中心区では、業務地として純化していくことによって住民の周辺区あるいは市外への流出が生じている。そのために長い歴史の過程で築かれてきた一体性が弱まり、大都市における過疎問題が生じている。しかも、中心区は昼夜間の人口差の最も顕著な生活空間という特徴を持っている。

他方、周辺区では宅地開発等により人口が増大している。このような都市構造の変化によって、行政区相互間で人口規模、業務量、住民の利便性等の構造的・機能的なアンバランスがあらわれてきた。

21世紀に向け、高齢・少子社会の本格的到来や高度情報化・国際化の進展、ライフスタイル・価値観の多様化、安全・安心への希求、産業構造の変化など社会経済の変化から生じる新たな行政課題への対応が求められている。

#### (5) 行政区の役割の変化

社会変化の影響の下で、行政区の役割も変化を余儀なくされてきた。それを一言でいえば、区民の単なる便利のための出先機関から、住民自治の機関、地域づくりのための機関へと変化しつつあるといえる。

昭和30年代における行政区の役割についての考え方には、行政の円滑な運営と市民生活の便宜のための地域出先機関といったものが主流を占めていた。

昭和40年代にはいると、行政区は単なる処務便宜のためだけではなく、市政と区民を結び住民自治を保障する末端機関として位置づけられ、区民の要望を市政に反映させることと、市政を区民に伝達することを目的とした。しかしながら、ここでいう住民自治は、あくまでも市政への区民要望の反映という範囲に限定されている。

昭和50年代になると、行政区の役割は、よりよい行政サービスの提供や市政と区民を結ぶパイプ役といった認識が当たり前になってくる。

全国的にみると、このころから、ようやく区の総合性の確保、区を単位とする住民参加の組織化、区における地域づくり事業の推進、区の意向を重視した施策の決定や

予算要望システムの整備など区の独自性を尊重する方向が見られるようになった。

今日では、行政区を区の実情や区民の意思に従って、企画調整や事業実施をしていく機関として位置づけるとともに、コミュニティ（地域共同社会）の一つとしてとらえ、住民自治が発揮されるべき場所として考えられている。

名古屋市においては昭和58年に「区における総合行政の推進に関する規則」を制定し、区長が主宰する区政推進会議を設けて、区役所と市（局）出先機関との連絡調整を図るとともに、区役所を総合的な地域行政の推進機関として機能強化する方針が打ちだされた。

また、平成3年度の機構改革では、区長を局長級に格付けすることにより、地域行政の代表者としての立場を明確にし、地域づくりにかかる区長の調整機能の強化が図られている。

さらに、区における企画機能の強化策としては、平成7年度から始まった「特色ある区づくり推進費」をあげることができる。これは、区役所自らが区の魅力や特色を活用した地域づくりを検討したり、区独自の課題に対応するための調査研究を実施するもので、区の自主性や職員の創造性の発揮を目指している。

## II. 行政区を巡る動向

### 1. 社会経済環境の変化

高齢・少子社会の到来、高度情報化社会、国際化社会の進展など、社会経済情勢の変化の中で市民のライフスタイルも大きく変容してきており、物質的な豊かさや量の充足より、精神的満足度や快適性といった生活の質を重視する傾向にある。

時代の転換期において、生活者の視点で社会構造を見直すことが求められ、住民自治の重要性が大きく取り上げられるようになってきている。もはや行政が主導し、画一的に行政サービスを提供する時代ではなくなってきている。

名古屋市においても、市民に身近な行政区でいかに迅速かつ的確にニーズを把握し、どのようにサービスを提供していくか、十分な検討が求められている。

#### (1) 高齢・少子社会

日本の高齢化の速度は速く、平成9年1月に公表された厚生省国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口」によれば、2015年には4人に1人が65歳以上の高齢者となると推計されている。名古屋市においても平均寿命の伸長や出生率の低下などから人口構造の高齢化が急速に進行しており、今後さらに高齢者が増加することは避けられない事実である。

一方、晩婚化・未婚率の上昇などを背景とする出生率の低下によって、少子化が社会問題として注目されている。このため、行政や企業など各方面において、子どもを生み育てやすい環境づくりが課題となっている。

高齢・少子社会を考える場合、3つのポイントがあるようと思われる。まず、高齢者の労働力の活用、これは高齢者の生き方やライフスタイルが問題になる。2つ目に生産年齢人口への経済的負担の増大で、高齢者を支える生産年齢人口が大きな要素となる。3つ目には高学歴化、生涯学習へのニーズなどから教育期間が長くなることがある。

このため、教育や医療、保健、福祉などの行政サービスが重要になり、行政コスト

が大幅に膨らむ。少ない労働力でそのコストを支えていくには、どのような行政サービスを、いかに効率的に行うかが決定的に重要となる。現役の勤労世代に対しては、「仕事と家庭の両立」を保障し、高齢者世代には社会参加の機会・場の提供と介護を保障していくことが要請される。

## (2) 情報化・国際化社会

世界中に張り巡らされたコンピュータ・ネットワークを通じて、情報が瞬時に伝達されるようになった。ビジネスや家庭においてパソコンやインターネットは確実に普及し、一般市民もネットワークに気軽に参加するようになり、草の根レベルでの交流が進みつつある。

一方で、社会経済のグローバル化が進み、情報化が進展すればするほど、血の通った人間と人間の直接的なつながりが求められるとともに、信頼関係が醸成できるローカル性が重視され、「地域」が大きな意味を持つようになる。

地域住民に恩恵をもたらす情報システムやサービスの提供、すなわち健康・福祉、教育、行政サービスなどの情報化を通じて、より一層、市民生活の質的向上を図り、地域に根ざした取り組みが促進されることが求められている。

また、経済のグローバル化や国際化社会への移行は、自治体や地域住民にも国際化社会の一員としての自覚を促すようになった。一つには市民として長期に日本に滞在する外国人の増大である。名古屋市内における外国人登録者数は、平成8年末現在4万3千人余で、市の人口の約2%を占めている。最近では定住外国人の地方参政権や地方公務員への採用における国籍条項の撤廃を巡る動向、外国人の市政参加の推進をねらいとする「川崎市外国人市民代表者会議」の設置など、新たな動きもみられるようになっている。

他の一つは、市民の国際感覚が向上し、国際交流も都市同士の姉妹提携といった親善の段階から、身近な素材をテーマとした草の根の国際交流がコミュニティレベルで行われてきていることである。海外からの留学生や研修生にとって地域住民やボランティアとの関わりは重要で、国際交流の主体はよりローカルなコミュニティに移りつ

つある。

行政区レベルでは、外国人市民も安心して暮らせる地域づくりを進めるため、外国人を対象に時代のニーズに適応した情報提供や相談機能の充実などに取り組むとともに、住民が主体となった国際交流活動を支援していくことなどが課題となっている。

### (3) 女性の社会進出・ボランティア・生涯学習

女性の社会進出が増大し、仕事や家庭における男女それぞれの役割が変化してきている。女性の仕事の持ち方に対する意見をみると、40歳代以下の世代では結婚後も働き続けたいとする割合が高くなっている。この傾向はさらに強まることが予想される。

このため、女性の社会参加の観点から、子育てと仕事の両立が図られるよう育児休業制度や長時間保育など市民のニーズにあった施策を充実するとともに、男女共同参画の意識を醸成していく必要がある。

社会の成熟化に伴い、高齢者や女性に限らず地域等を基盤とした社会活動やボランティアへの関心が高まっている。特に阪神・淡路大震災やタンカー重油流出事故にみられるように市民のボランティアについての関心は一層高まっており、その活動内容も多岐にわたっている。ボランティアは高度に組織化された現代社会の中で、個人の主体性を尊重し、個人と個人の豊かな関係をつくりだすものであり、社会との多様なつながりを形成していくものである。社会の活力を生みだすためには、ボランティア団体と自助努力がどう結びつくかが重要であり、小地域の単位ではそれを調整していくことが必要になる。

また、個人の自主性を重視するというボランティア活動の本質に留意しながら、積極的な支援のあり方やボランティア団体と行政のパートナーシップをどのようにつくりあげていくかが課題となっている。

高齢・少子社会においては、教育期間が延長されると同時に、生涯学習が重要視されることとなる。近年の労働時間の短縮、余暇時間の増大といった流れの中で、市民の価値観も、生活の質や心の豊かさを重視する方向へ変化しており、生涯学習へのニーズも多様化している。これまでの教養講座を中心とした社会教育ばかりでなく、大

学、高校等既存の教育機関では対応が難しい実践的なカリキュラムや柔軟で専門化された教育システムの需要が増大するものとみられる。

#### (4) 産業構造の変化

経済活動のボーダーレス化・グローバル化の進展に伴って、我が国の産業構造は大きな変化を余儀なくされている。製造業を中心とした大企業は国際競争力を確保し企業活動を維持するため、生産拠点の海外移転、研究開発・知識集約型産業への転換、リストラの実施、年功序列的賃金体系の見直しなど様々な企業戦略を講じている。

また、この地域に集積している自動車を中心とした裾野の広い産業組織を構成する企業群は、下請型から脱皮し、新分野の研究開発を通じて新たな社会的ニーズに対応することが求められている。

こうした産業構造の変化に伴って、勤労者の就労形態も多様化・弾力化してきており、特に都市部においては人材派遣やパートタイマーの比重も年々高まりつつある。

さらに労働時間の短縮や余暇時間の増大は、市民意識やライフスタイルの多様化を促進するとともに、企業中心社会を見直し、地域社会に再び目を向かせる大きな要因になると考えられる。

## 2. 分権化の動向

大きな政府から小さな政府へ、中央集権から地方分権へ。21世紀を目前にして、分権化の流れは、国の自治体に対する行財政上の中央集権的関与を大きく変えようとしている。

平成7年5月「地方分権推進法」が成立し、7月には国において「地方分権推進委員会」が発足した。地方分権推進委員会は、平成8年3月の中間報告を経て、12月に機関委任事務制度の廃止などを盛り込んだ第1次勧告を行った。

我が国の地方制度は、長らく国の強力な統括のもとに広域的自治体としての都道府県、基礎的自治体としての市町村という二層制を基本とし、例外的に東京都特別区及び政令指定都市制度が取り入れられてきた。この基本構造に対し、最近になって中核市や広域連合といった新たな地方制度が導入されるようになったが、これは、地方分権の進展に伴い増大することとなる「地方」の役割を十分に果たしていくためには、多様な仕組みの中から「地方」の実情に合わせて最も適切な行政形態を選択できるようしようという動きのあらわれである。

地方分権は、単なる役所間の権限委譲の問題ではなく、地方自治体が多様化する地域ニーズや地域の実情に応じた施策を、自らの権限で推進し、地域住民のくらしを総合的に支援し、個性ある地域づくりを進めるための手段である。地域の様々な階層の住民の行政参加を得て、地方の自主性・自律性を發揮していくことが住民自治の活性化につながるという理念のもとに地方分権が推進されようとしているのである。

一方、地方分権が推進され、自治体の自主性が認められたとしても、住民と自治体の自治能力が向上しなければ、地方分権は機能しない。みずから自治を築きあげる努力が住民と自治体の双方に求められている。

政令指定都市の行政区は、そもそも大都市行政の効率的運営と、住民と市政とのパイプ役を効果的に果たすべきものとして設けられたものであり、地方分権によって地方自治体に求められる地域の実情や住民要望の的確な把握、施策形成過程等への住民の広範な参加、行政と住民の連携・協働などにおいて、行政区が果たすべき役割は非常に大きく、住民の信頼と期待に応える行政体制を整備するためには行政区のあり方が真剣に問われなければならない。

### 3. 他都市の動向

社会経済環境や人口構造の変化に伴う地域住民の生活意識や価値観の多様化に応じて、各政令指定都市においても住民に身近な行政区のレベルで、以下に示すように従来の施策の枠を超えた先進的な事業展開や行政対応が行われている。

#### 〈住民ニーズに沿ったきめ細かい行政対応〉

##### (高齢者対策)

著しい高齢化の進展によって高齢者に関する行政課題が増大し、これまで個別の行政機関が縦割りで果たしてきた役割を、高齢者一人ひとりの生活実態に即した形で、一つの部署で一元的に対応できるような体制が求められるようになった。

##### 【例】

高齢者総合相談センター（仙台市）、高齢者相談窓口（千葉市）、高齢者ふれあい窓口（川崎市）など多数

##### (地域福祉)

高齢者対策のみならず、地域住民の健康・福祉の増進は、地域が一体となって推進すべき課題であるとの考え方から、福祉事務所と保健所の合体や両者の区役所への統合が複数の都市で行われた。

##### 【例】

「保健福祉センター」の設置（北九州市・仙台市）

「保健所」を区役所に統合（横浜市・神戸市）

##### (区民利用施設の運営管理の区役所への一元化)

横浜市は、地域住民が日常的に利用する集会所・公園などの施設の運営管理を、住民に最も身近な行政機関である区役所に集約し、施設利用の便を図る体制をとった。

### 〈地域の個性・独自性の尊重〉

地域住民に最も身近な行政機関である区役所が、地域住民の要望を踏まえ、地域の実情に応じて自主的に施策を展開し、個性と魅力ある地域づくりを進めていくための取り組みが行われるようになった。

これらの施策の展開に当たっては、区役所組織を改編するとともに、地域住民による協議組織を設け、その意見を反映させていく体制が取られている。

#### 【例】

- ・ 区の個性を伸ばすまちづくり事業費（神戸市）
- ・ 個性ある区づくり推進費（横浜市）
- ・ 区の地域特性を生かしたまちづくり推進事業（広島市）
- ・ 地域づくり推進費（福岡市）など多数

### 〈住民参加による行政、コミュニティの形成〉

#### (防災福祉コミュニティの構築)

神戸市では、阪神・淡路大震災時に、まちづくり活動や地域福祉活動が活発に行われていた地域で、初期消火・被災者救出・被災者の生活支援にめざましい住民対応がなされた点に着目、災害対策住民組織の再編にあたっては、日常的な地域活動を土台とすることが必要だとして、福祉のための住民組織と自主防災組織を結合する取り組みが行われている。

#### (パートナーシップ推進モデル事業)

横浜市は、住民と行政の協働作業によってまちづくりを進めていくためのモデル事業を一部の区で実施している。公園の再整備や地域環境保全計画策定など地域の課題に対し、多様な価値観を持つ住民と区役所が話し合いを積み重ね、協働作業を行っていく中で地域合意を形成し、住民のための施設づくりやまちづくり事業に取り組んでいこうとする試みを行っている。

### (住民自主組織による行政参加)

東京都中野区では、昭和50年から「住区協議会」という住民の自主的行政参加組織が設けられている。

住区協議会は、地域内の町内会・福祉団体・地域サークルの代表、民生委員、保護司など地域の多様な住民階層を代表する住民で構成され、この住区協議会が地域の課題について地域合意を形成し、行政に対し要望や提案を行うとともに、住区協議会自らが地域活動を行って身近な課題を解決するという自治的活動を行っている。

また、中野区も「地域センター」という出先機関を住区協議会の地域範囲ごとに設置し、住区協議会からの要望・提案に一元的に対応し本庁との仲立ちをするとともに、住区協議会への積極的な支援が地域センターの主要な業務の一つとなっている。

### 〈海外での草の根民主主義〉

住民自治・住民参加の視点からは、海外における草の根民主主義の事例も参考になると思われる。

### (ニューヨーク市「コミュニティ委員会」)

ニューヨーク市は約730万人の都市であるが、歴史的・地形的視点とコミュニティとしてのまとまりをベースに、人口10万人～25万人のコミュニティ地区を59区画し、コミュニティ委員会を設置した。

委員は、区長が任命した各階層の住民（50人以内）と地区に選挙区が重なる市議会議員で構成する。

#### 委員会の機能と主要な活動範囲

- 地区住民の福祉に関する事項についての行政に対する協力・相談・援助・助言
- 地区の総合計画や個別計画の立案、市計画案の検討や意見書の提出
- 地区住民からの情報収集や伝達、広報広聴と住民間のネットワークづくり

常勤の地区行政の専門家を置くこと（地区支配人制度）によって、地区レベルでの行政の総合化が図られ、委員会活動の自律性が高まった。

（1992年現在。出典：「海外の地方分権事情」自治体研究社）

(ボローニャ市「地区評議会」)

1960年代、イタリアのボローニャ市において、大衆運動を地域の自管理組織に再編成させた住民集会として発展した。

地区に「市長補佐」（出張所）を置き、住民参加の実験として住民による自管理行政を実施したのが「地区評議会」の原型である。

イタリアの基礎自治体であるコムーネは全国で約8,000団体であるが、このコムーネ行政の分権化が進められ、分割された地区に評議会が設置されることとなった。

地区評議会の主な役割としては、地区住民から選挙によって選ばれた代表機関として地区の管理や運営を行うこと、地区に関わる決定に参加する機会を地区住民に提供することである。

なお、近年では制度の形骸化が指摘され、改革が模索されている。

(1990年現在。出典：「海外の地方分権事情」自治体研究社)

## 4. 人口動向

### (1) 名古屋市人口の動き

第2次世界大戦直後の昭和22年国勢調査において85万3千人であった名古屋市人口は、戦後復興期やその後の高度経済成長期を通じほぼ一貫して増加を続け、昭和25年国勢調査で100万人を、昭和45年国勢調査で200万人を突破し、平成2年国勢調査では215万5千人に達した。

しかし、平成4年10月の216万2千人をピークに一転減少に転じ、平成8年10月現在では215万1千人とここ4年連続で人口減少が続いている。これは、昭和40年代から連続している市外への人口の転出超過と、やはり昭和40年代後半から続く全国的な傾向である出生数の大幅な減少が、最近に至って人口増加にブレーキをかけたといえる。

平成8年10月の市人口の年齢構成をみると、18歳以下の人口が各年齢層ともすべて2万人台で、昭和41年の「ひのえうま」の年に生まれた現在の30歳人口2万7千人よりも少ないと市外への転出超過状況からみて、今後、かつてのような大幅な人口増加を望むことは難しいと推測される。

### (2) 行政区別人口

全市人口が横ばい状況の中で、行政区別人口の動きは必ずしも一様ではない。

市東部の2区、緑区と天白区は年間2~3千人の人口増加を示しているのに対し、古くから市街地が形成されている南区・中村区を中心として半数以上の区は長期にわたって人口減少の傾向をみせている。

行政区中最も人口の多い中川区は、平成8年10月の時点で20万7千人、2番目の緑区は19万4千人の人口を擁している。一方、人口の少ない区は、中区・東区・熱田区の都心3区で、それぞれ6万人強の人口規模となっている。

### (3) 年齢別人口

全市人口を年齢3区分別にみると、平成8年10月現在で0～14歳人口（以下、「年少人口」という）が総人口に占める割合は14.9%、65歳以上人口（以下、「老人人口」という）の割合は13.3%、15～64歳人口が71.5%となっており、市全体では年少人口が老人人口を上回っている。

しかしながら、これを区別にみてみると千種区・東区・西区・中村区・中区・昭和区・瑞穂区・熱田区・南区と半数を超える9区で年少人口より老人人口の方が多くなっている。中でも、中村区・瑞穂区・熱田区は年少人口に比して老人人口の割合が高くなっている。

一方、緑区・名東区・天白区の東部3区は老人人口の割合も10%以下であり、行政区によって人口の年齢構成が大きく異なっている。このことから行政区ごとの行政需要にもかなりの差異があることが推測される。

### (4) 世帯構成

平成7年国勢調査によれば、市の一般世帯数は83万3千世帯で、このうちいわゆる「一人暮らし」である単独世帯が27万世帯（一般世帯に占める割合32.5%）、親と未婚の子どもから成る世帯及び夫婦のみの世帯である核家族世帯が47万3千世帯（一般世帯に占める割合56.8%）で、両者を合わせると実に89.3%が単独世帯もしくは核家族世帯となっており、中でも単独世帯と夫婦のみの世帯は国勢調査の回を追うごとに増加している。

また、単独世帯のうち65歳以上の高齢単身者の世帯の割合が15.4%（4万2千世帯（人））、核家族世帯のうち高齢者夫婦世帯（夫または妻が65歳以上である夫婦のみの世帯）の割合が11.3%（5万4千世帯）を占め、両者とも調査の度に実数・割合とも急速に増大しており、多様な家族形態や高齢化を伴った核家族社会への行政対応が求められているといえる。

## (5) 昼間人口等

通勤・通学のため、日常的に大量の人口が市外から名古屋市へ流入し、常住人口とは異なった社会活動を行うという都市特有の現象である昼間人口は、重要な行政需要のひとつである。

昼間人口に関する統計は現在のところ平成2年国勢調査結果からしか得られないが、同調査による市の常住人口が214万7千人（年齢不詳を除く。以下、昼間人口の項において同じ）であるのに対し、昼間人口は252万人と、37万3千人の流入超過が認められる。

昼間人口は都市の活力を示すデータともいえ、昼間人口により都市の持つ交通網・道路・運輸通信機能・水道・下水道などあらゆる都市基盤・都市機能が利用されるとともに、消費行動や生産活動などによって多大な経済的効果を都市にもたらす。

昼間人口は、行政区別にみると大きな違いがあり、都心の中区・中村区・東区では昼間人口として大量の人口が日々流入し、特に中区では常住人口の5倍以上の規模となっている。

一方、守山区・緑区・名東区・天白区の東部4区をはじめとする住宅地としての要素が強い区では、区外への昼間流出人口が多く、昼間人口は常住人口より小さくなっている。

中区・東区・中村区のように常住人口に比し昼間人口の規模が非常に大きい区は、その行政需要も常住人口のみでなく昼間人口に係る部分も大きなウェイトを持って考慮する必要がある。

昼間人口に係る行政需要を的確に測る指標を示すことは困難であるが、非常に単純化したひとつの目安として、行政区別の常住人口と昼間人口を足しこれを2で割った指標人口を算出してみると、常住人口では20万人から6万人強という開きがある区別人口も、指標人口では20万人から8万人強とその格差が縮まるとともに、常住人口では16区中最小の中区がこの指標では最大の区となる。行政区運営の中で、昼間人口をどの程度のウェイトとみるかについては今後さらに検討を要するが、少くとも行政区の規模について言及するにあたっては、常住人口に加え昼間人口に係る行政需要も考

慮されなければならないであろう。

また、都市へ流入する人口は、定量的に把握可能な昼間人口だけでなく、この範囲に含まれない買物・観光・娯楽・出張などを目的として非日常的・不規則的に流入してくるいわゆる「交流人口」がある。この交流人口は非日常的であるため、行政運営にいかなる影響を与えるか定量的に把握することは容易ではないが、都心の賑わいに見られるように、都市の活力にとって大きな影響力があり、相当規模の行政需要を必要とする人口であることは明らかであり、都心地域の行政区の規模やあり方を検討する上で一定の考慮が払われなければならない人口であるといえる。

### III. 行政区の課題とその対応

#### 1. 行政区の人口格差への対応

##### (1) 行政区相互間の人口格差

平成7年国勢調査の結果、名古屋市の行政区別人口は20万人を超えた中川区や19万人の緑区がある一方で、都心3区は6万人台と人口規模にかなりの格差が生じている。こうした人口規模のアンバランスは、行政サービスの均等化と住民負担の公平性からみた場合、どのような支障をもたらすのか問い合わせるべき問題といえる。

行政区の規模の適正化が求められる理由としては、行政需要の的確な把握、きめ細かな行政サービスの提供、行政事務の効率的で民主的な処理をあげることができる。

また区民の側からは、区役所や市民利用施設の利便性、コミュニティの形成、区民要望の反映が考えられる。

表 行政区別人口の推移

区 別	昭和60年10月1日	平成2年10月1日	平成7年10月1日
全 市	2,116,381 人	2,154,793 人	2,152,184 人
千 種 区	163,762	156,478	148,847
東 北 区	71,506	69,032	66,096
西 区	175,827	172,559	171,582
中 村 区	144,032	141,384	139,106
中 中 区	153,126	146,379	140,519
	67,278	65,833	63,006
昭 和 区	108,434	106,857	104,293
瑞 穂 区	115,122	111,360	106,299
熱 田 区	65,021	65,794	65,055
中 川 区	193,004	200,111	206,678
港 南 区	140,956	148,185	150,538
	162,968	159,709	154,275
守 山 区	139,824	144,897	148,919
緑 区	159,555	178,919	190,936
名 東 区	142,146	152,519	151,763
天 白 区	113,820	134,777	144,272
1区平均	132,274	134,675	134,512

注) 本表の数値は各年国勢調査の結果である。

## (2) 行政区の適正規模

行政区の規模は、一般的には10万人～20万人の中都市並み程度であることが想定されている。地方交付税の算定基準でも、市レベルは10万人が一つの標準となっている。

政令指定都市の行政区に対する考え方には、多くの共通点がある。行政区を編成する基準についても、人口は概ね10万人～20万人程度、面積は区役所までの時間距離20分～30分、地形地物や歴史的・社会的・行政的一体性などほとんど同じ基準が掲げられている。

現在の行政区の実態をみても、全国12政令指定都市127行政区の人口平均値は15万1千人であり、人口10万人～20万人未満の行政区は全体のおよそ60%を占めている。

一方、名古屋市の沿革においても、4区制から10区制に拡充した昭和12年の1区平均人口は11万8千人であり、名東区と天白区の分区独立の礎となった「行政区再編成に関する調査報告書」（昭和47年）でも、人口規模としては、区長がきめ細かい行政を行い、住民代表と日常的に意思を交流するには、経験的にいって10万人～20万人が適当としている。

理論的には、行政区の最適規模は何にとって最適かという評価基準によって異なると考えられる。また仮に最適規模が得られても、最適規模を維持するために常に再編成を繰り返すことは効率的ではない。その意味では最適規模を想定したとしても、一定の許容範囲を考慮する必要がある。

行政区の再編成には、法律上の要件や基準はなく、政令指定都市の裁量に委ねられている。したがって再編成を行うかどうかは、その必要性、時期、内容などを明らかにすることが前提となる。

再編成の必要性については、現状において支障があるかどうかという根本的な必要性のほか、それらの支障は再編成によってしか解消できないかどうかの代替性の問題も問われる。

また、行政区ごとの規模の均衡についても、特に理由のあるごく少数の行政区についてまで一律に考えるよりも、市の基本的な地域区分、地域社会の空間的構成を総体として考え、その妥当性を検討することが必要である。

政令指定都市における分区の状況を調べてみると、人口10万人～20万人を適正基準とする考え方にもかかわらず、実際には25万人～30万人が分区実施の一般的基準となっている。このほか、都市によって差はあるが、市としての人口増加が沈静化していること、事務処理能力の向上、行政の簡素化・効率化の要請が強いことから、分区に慎重な傾向も生じている。

一方、合区については、人口5万未満の区を合区の対象とした大阪市の基本方針が先例となって、「市」の人口要件である5万人が合区に着手する際の基準となることも考えられる。しかし、合区の場合、中心業務地における法人事業所、膨大な昼間人口など都心区固有の行政需要について十分配慮する必要がある。

名古屋市の場合、行政区の大半は10万人～20万人レベルにあり、著しい行政サービスの格差が生じない限り、現在の人口は許容範囲内である。行政サービスの格差是正策として、中川区など支所のある区については、支所業務を拡充して用務の完結性を高めるとともに、支所管内に地区会館や保健所分室を整備したほか、図書館分館の建設を進めている。

また、区役所や市民利用施設を利用する点で不便をきたしている緑区の東部地域については、宅地開発等により人口も急増しており、基礎的な行政サービスを提供する拠点の整備を検討している。

一方、行政区の再編成は、地域のアイデンティティに大きな影響を与えるわけで、現時点では再編成を考えるよりも、行政区の機能を強化して、人口のアンバランスを吸収するような行政サービスを提供することによって格差の解消を図るべきであろう。

## 2. 行政区を考える視点

行政区のあり方を考えるにあたって、社会経済環境の変化や分権化の流れ、こうした動きを背景とした他の政令指定都市の先進的取り組みなどから、基本的認識として留意すべき5つの視点をあげる。

### 〈住民自治の視点〉

都市基盤の量的充足といった公共整備中心の考え方から、住民との協力関係を基本とし、住民自治を原点としたシビルミニマムの向上が重視され始めている。これらの行政区の運営にあたっては、住民と直接関わる行政の最前線として、住民の理解と共感、信頼と安心が得られる行政運営とともに、“自分達のまちは自分達の手で”といった意識を大切に育て、地域住民の知恵や行動力を活かすという、住民自治の視点が必要である。

住民自治とは、まちづくりを住民が自分たちの問題としてとらえ、自らの意思に基づき、協働作業を通して、共同責任を持って地域社会を形成していくことである。

### 〈生活者の視点〉

労働時間の短縮や長寿化が進むにしたがって自己実現への欲求は一段と高まりをみせている。生活様式の変容や価値観の多様化を踏まえ、画一的、定量的行政運営から地域ニーズや住民の目線に立ち、市民生活の質的向上を目指す、生活者の視点が必要である。

### 〈地域性の視点〉

画一的、横並びの施策は、行政の立場からは効率的であるが、地域差や地域特性といった要素は排除されてしまい、その地域にとって切実なニーズに的確に対応できないという側面がある。差異を積極的に認め、地域の資源や知恵を有効に働かせ、住民の協働を導入することが地域の個性を生みだす。地域性の尊重は、そこに住む住民に地域環境を見つめ直すきっかけを与え、自治意識を育て、将来へ向かって生

かせるものを評価し発展させることであり、その作業は住民に近い行政区にふさわしい役割といえる。

#### 〈行政改革の視点〉

行政改革とは、社会経済や住民ニーズの変化にふさわしい組織体制、事業のあり方、政策手法、予算など行政の執行体制全般への広い問い合わせである。

分権化の流れは、国と地方の関係ばかりではなく、市（局）と区、行政と市民の関係を見直すことでなければならない。

行政区の機構・組織・行政運営についても、効率化や民主化を目指した行政改革の視点が必要である。

#### 〈都市運営の視点〉

都市型社会の成熟に伴い、都市そのもののあり方が変容してきている。行政区においては中心区と周辺区で、人口構成や産業構造、都市環境などに大きな差がみられ、周辺地域との関連、都市機能の再編、コミュニティの再生など、区によって対応の必要な課題も多岐にわたる。

こうした中で、行政区レベルでも地域が抱える様々な課題に対し、将来を見据えた都市づくりの展望を持ち、その実現に向けて都市をいかに運営していくかという視点が必要である。こうした行政区の姿勢が区の魅力を高め、ひいては市の都市魅力の向上にもつながっていく。

### 3. 行政課題への対応方向

名古屋市の行政区の現状や問題点に対し、先の5つの視点をもとに、地域ニーズへの対応、行政の機能強化と効率化・民主化、新しい行政運営、といった3つの課題に整理し、対応方向や施策・手段を示した。

#### (1) 地域ニーズへの対応

区間の人口規模に格差が生じている現状が、そのまま行政サービスの不公平感につながっているとはいえないが、文化施設・公共交通機関などの都市環境についての評価は、行政区によって異なっている。また、地域には歴史や自然といった独自の風土があり、文化やコミュニティにも差が見られる。こうした地域独自の生活環境が人々の愛着にもなり、一方では地域固有の課題にもなりうる。

実際、市政世論調査の区分集計を見ても、居住区によって市政への要望事項の順位に差が出ており、地域の課題が浮かび上がっている。

生活が重視される時代にあって、よりきめ細かな行政サービスを考える場合、まず、生活者の視点から現状の行政区を見直す必要がある。もはや全区画一的な行政サービス、量的な充足ではなく、地域の特性、ニーズに即した対応に期待が寄せられている。

こうした対応を可能とする前提として、まず区役所が調査力を持って地域の実情を知ることが大切である。これからは地域に近い行政単位としての区役所が、いかに地域に近づくかが大きな課題となる。地域に近づけば近づくほど、住民自治、区の自律性にも結びつくものと考える。

#### 【対応方向】

##### 地域の実情把握と独自性の発揮

地域固有の課題や住民の要望を把握しつつ、生活環境としての地域の個性を活かす方向で、「地域ニーズへの対応」のあり方を検討していく。

## 【施策・手段】

### ○地域白書等の作成

地域の課題や要望を知るために、住民と行政が一緒になって地域白書を作成する。例えば、高齢者やその家族等にヒアリングをして福祉カルテをつくったり、地域住民の自然・環境・施設・空間などについての考え方や活動を知って環境マップをつくるなどの取り組みから始める。こうした活動を通じ住民の意識や地域ニーズ、各区の課題を明らかにして、区長の施策要望や各局の事業計画に反映させるとともに、区のビジョンへつなぐことも大切である。

### ○多様な地域活動の場の設置

区に設置されている市民利用施設等を活用するなど、住民に近いところで様々な活動が可能となり、受け皿となるような地域活動の場づくりを進める。地域の実情に応じて、子どもや母親、高齢者、勤労者などの各層を対象に、または子育てや福祉、文化、環境、防災などの個々のテーマに合わせて、住民に身近な場で多様な活動が展開されるような環境をつくる。

### ○積極的な広報・広聴活動の展開

自ら地域に繰り出して、区政の課題を広報し、住民の意見を聞く活動をきめ細かに行なうことが、住民の啓発にもつながる。区政推進会議を活性化し、地域情報を区役所へ集中させると同時に、住民への情報提供を充実させる。情報提供・収集にはインターネットなど双方向のメディアを積極的に取り入れたり、昼間市民からの意見を幅広く聴取するなど、様々な手法を試みる必要がある。

### ○情報の発信基地

市民が行政情報に容易にアクセスできるようなシステムを構築する必要がある。この場合、区役所が窓口となって、居住区以外の区の情報も入手できるようにする。また、住みたい、住んでいてよかったと思うような情報が入る仕掛けを考えていく。

区相互間でいい意味での競争となり、結果として区の独自性が發揮されることが期待できる。具体的には情報・相談コーナーの充実、まちづくり情報広場を設置し地域情報も入手できる双方向の情報の場・コミュニケーションの場にしていくことが考えられる。

### ○住民組織の拡充

都市化の進展の中で、住民相互のつながりが希薄化する一方で、防災・福祉・環境など地域住民が協力しなければ解決できない課題が増加しており、住民組織の重要性が高まっている。住民組織を活性化させるには、高齢者や女性が日常的に地域活動に参加し、主体性が發揮できるような条件を整えることが重要である。サラリーマンなど活動に関わりにくい層に対しても、週末や夜に地域行事を開催するなど地域活動への参加機会を多く持てるようにすることが大切である。

また都心区においては、常住人口だけではなく、商店街や法人事業所などを含めたコミュニティづくりを目指すなど住民組織の幅を拡げていく必要がある。

### (2) 区役所機能の強化と行政サービスの効率化

地域における総合的な行政機関としての区役所を実現するためには、現在の市（局）と区の役割分担や執行体制のあり方を全市的に見直し、新たな枠組みをつくっていく必要がある。

区の企画・調整機能を強化することによって、区役所は、縦割りの各局所管の事業を横につなぎ、地域としてのまとまりをつくる重要な役割を果たすべきである。

区役所機能の強化とあわせ、行財政のもう一つの大きな課題は、行政改善の積極的推進である。バブル景気崩壊後の経済状況を反映して、名古屋市の財政事情はこれまでになく厳しい。こうした中で多様化する地域ニーズや区の自主性・自律性の動きに的確に対応しながら、より質の高い市民生活を実現していくためには、行政運営全般にわたる改善を一層推進していく必要がある。地域住民にとって必要な行政サービスは何か、どんな提供の仕方が望ましいのか、効率化と合わせて見直しをしていかなく

てはならない。

また、行政サービスの効率化のためには、区役所で行っている事務と類似する事務事業を担当する局出先機関を区役所へ統合することも検討すべきである。

【対応方向】

区の企画・調整機能の向上と行政運営の効率化・民主化

多様な住民要望、地域ニーズに応えていくには、区が主体的に住民と関わり、地域の総合行政機関としての役割を十分果たせるよう、企画・調整機能を高めるとともに行政運営全般にわたって効率化・民主化を図ることが必要である。

【施策・手段】

○区への権限委譲

住民の意向を迅速・的確に把握し、行政サービスの向上を図るためにには、住民と密着した地域的な事務事業を区役所へ委譲し、区内の行政需要は区役所においてできる限り完結的に処理できるようにすることが望ましい。

事務事業の“内なる分権化”には、当然のことながら、区における権限の強化、自主執行予算の確保、組織体制の整備が不可欠である。換言すれば、住民要望を受け止められるだけの、区としての権限や能力が必要である。

○区長の役割

行政区が住民に身近な行政の担い手となって、地域の実態を踏まえた総合的な行政運営をしていくためには、区長に“地域における市政の代表者”にふさわしい役割と権限を付与することが大切である。

○区政推進会議の活用

区政推進会議を活用し、市民生活に直接関わる事務事業を担当する局出先機関との連携を強化して、区役所において地域の行政需要に対応できるようにすることが必要である。

## ○区のビジョンの作成

行政区は住民や住民団体と密接に結ばれていることからいつでも、区のビジョンの作成等に積極的な役割を果たすことが望ましく、そのためにも区役所の企画・調整機能を充実させる必要がある。

## ○区予算システム

区が自ら積極的に予算要望をするとともに、配当予算を区長権限で再編して活用できる予算システムを導入することや区の独自事業に柔軟に対応できる自主執行財源を確保することが望ましい。

名古屋市の特色ある区づくり推進費は現在調査費の段階であるが、他の政令指定都市にみられるように事業費まで拡充する必要がある。個性あるまちづくりを促すには区独自の事業展開が欠かせない。

## ○窓口の総合化、サービスの一元化

近年の多様な保健・福祉政策の展開により、保健・福祉サービスの種類や内容は非常に多岐にわたっており、その供給機関や相談機関も多元化してきている。

寝たきり高齢者にみられるように、要援護者のニーズは単一の福祉サービスや保健サービスによって満たされるケースは少ない。これからの中核的サービスは、きめ細かさと同時に保健・福祉・医療など様々な分野のサービスと連携を図りながら総合的に提供していくことが求められている。

## ○保健所と区の連携

地域福祉・在宅介護等の重要性が今後増してくることから、保健・医療に関する中心的サービス機関である保健所と地域福祉サービスを提供する区役所（社会福祉事務所）との連携を一層強化する必要がある。他の政令指定都市にみられる保健所の区役所への統合については、なお検討されるべき事項である。

### ○区長スタッフの配置

区の組織体制の整備についてはスクラップ・アンド・ビルトを前提とするが、区のビジョンの作成やまちづくり活動の支援など、区の企画・調整機能を充実させるためには、区長スタッフを配置する必要がある。

### ○コーディネーターの配置、人事交流

まちづくりを支援するには、コーディネーターが必要で、幅広い知識と真剣さが要求される。専門知識や幅広い見識、企画・調整能力を持った人材を育てるため、局区間の人事交流を促進する必要がある。この場合、区・市（局）の職員の意識改革や区への権限委譲が不可欠であるが、一方では地域のまちづくり事務局としての経験を積みながら条件整備を行っていくことも大切である。

### ○施設整備のあり方

1区1施設として区ごとに同様の施設を設置しても、区によって人口規模や属性が違うため、公平性を欠く場合も出てくる。利用実態を十分把握するとともに各区の特性に合わせ、ニーズに対応できる施設づくりをすべきである。

施設づくりも、これからは量よりも質を問われる時代になっている。行財政の効率的運用からみた場合、質的に高い施設を広域的に利用する発想、望ましいエリアを行政区を超えてフレキシブルに考えることも必要である。また、施設は複合的に整備することが望ましい。そうすることによって異種グループ、世代間の交流が可能になるとともに、土地の高度利用、職員配置など行政の効率化にもつながる。

## （3）新しい都市運営

名古屋市は都市としてすでに成熟段階に入っており、中心部は高齢化・空洞化が進み、周辺部の人口の伸びも小さくなっている。

都市の高齢化は中心部から進行していくが、高齢社会への対応は、高齢者自身の問題であるとともにその子世代の問題でもある。高齢化したコミュニティの支え方、次

世代への渡し方も、都市運営上の重要なテーマである。

成熟段階に入った都市のありようを考えるとき、定住人口のみを対象にした行政には限界がある。特に都心区においては通勤・通学、ビジターなどの昼間人口や交流人口も含めた考え方を取り入れたり、周辺都市を視野に入れた広域的発想を持つことも大切である。さらに、市の全体計画との整合性を図りながら、行政区として長期的な視点に立ったビジョンを持つことも必要である。

一方、福祉、環境、文化にとどまらず生活者との接点を必要とする多様な領域で、新しい生き方が大きな位置を占める時代に入っている。

こうした生き方の表現でもあるボランティア活動の本質、価値は、その自発性や主体的な参加にあり、そのことが住民としての社会性の成熟につながり、まちづくりの原動力になっている。

これから行政運営は、行政が呼びかけたり、あるいは住民からの要望に基づいて、テーマに対応した住民組織等と協働する。住民の側は要求するだけでなく、自らもまちづくりに参画するといった姿勢が必要である。そうした中で芽生えたボランティア意識や住民活動の芽を育み、活動の場を用意することが行政区の役割として求められている。

こうして地域住民と行政が協働の関係＝パートナーシップを作り上げていくことが、これからの行政運営の重要な課題となる。

#### 【対応方向】

住民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

行政効率の向上や住民自治の視点からも、住民のボランティア活動への高い関心や参加意欲を受け止め、主体的にまちづくりに取り組む住民組織等との連携を図りながら行政運営を進めていく。

## 【施策・手段】

### ○住民参加のまちづくり

質の高い快適な都市空間を形成するには、地域住民の理解と主体的な参画を得て、地域住民と一緒にしたまちづくりを推進していくことが重要となってくる。自らの意思と責任で行ってこそ、まちに愛着がわき、誇りが持てるようになる。

### ○商店街との連携

市内の商店街については、コミュニティの核として地域文化を育てていく役割も期待されており、商店街の振興と一体となって、地域の特質を生かした魅力的なまちづくりを進める必要がある。

### ○ボランティアの活動支援、受け皿づくり

まちづくりやボランティア活動に生きがいを見いだそうとする地域住民に対し、活動の機会や場所、研修等の必要な支援を整えることが区役所に求められる。こうした受け皿を用意することが住民組織、ボランティア、NPOとのパートナーシップの実現につながる。

### ○ボランティアとの連携・協働

誰でも安心して都市に住み、働き、一人でも、障害者になっても住み続けられる地域社会をつくっていくことが求められている。

こうした地域社会の実現には、住民自らがまちづくりに参画し、ある時はサービスの提供者となって、住民相互が支え合う仕組みをつくっていくことが必要である。

特に高齢者福祉や環境、防災といった市民生活に密接に関わり合うテーマに対しては、住民相互の助け合いとともに、ボランティアと連携・協働し、ネットワークを形成しながら、地域を基盤にした取り組みを積極的に行う必要がある。

阪神・淡路大震災は、都市におけるコミュニティの重要性を改めて認識させた。ボランティア活動への関心の高まりの中で、今後も住民の自主性を尊重しながら、ボランティア活動を支援していく必要がある。

### ○NPO（民間非営利団体）との連携

NPOの行う公益的サービスには、先駆性・即応性など行政にない特徴があり、新たな公益的サービスの担い手として注目されている。

社会参加の活動の中には、一定の公益性を有するNPOとしての活動を行っているものも数多く、行政や企業では取り組むことが難しい分野における活動や地域住民の多様な意見を社会に反映させる新たなシステムとしての役割が期待されている。

NPOとのパートナーシップ形成に向けた行政の課題としては、対話を通じて、NPOについての理解を深めることや活動場所・人材育成などの面での適正・公正な支援をあげることができる。

### ○パートナーシップの構築

これからの中高齢社会に向けて、行政は住民のエネルギーを活かしながら行政サービスの供給を図っていく必要があり、行政区と住民の協働が欠かせない。

魅力あふれる地域社会を実現するためには、ボランティアやNPOなどが行う地域活動の重要性が高まっており、その支援や住民・企業・行政のよりよいパートナーシップをいかにつくりあげていくかが課題となっている。

行政が施策の主体で、住民がその客体、受益者とする考え方を変える必要がある。住民との連携・協働が行政の質を高めることにもつながる。

### ○多様な意見を吸収するためのパイプづくり

既存の組織や制度と並んで様々なパイプをつくり、複数のルートから住民の意見を吸い上げることが必要である。区役所は、自主的な住民活動についての情報交換や活動の場の提供に努め、住民組織と連携・協働していくことが求められている。

## IV. 行政区のあるべき姿

### 1. 行行政区のビジョンづくりと独自事業の実施

住民は、区の独自性と住民要望の多様性に対応した行政サービスを求めていいる。区役所が企画・調整機能を向上させ、住民参加の中で区独自のビジョンを作成し、区の意見を市の基本計画等に反映させていくというシステムをつくりあげていくことが必要である。

また、住民が愛着を持つことができる魅力あるまちづくりを推進するためには、地域の特性や実情に応じて、区の個性を発揮させる独自事業を実施することが求められている。

このため区役所を中心とした区内の行政機関は、あらかじめ地域の実情を詳細に把握するとともに、住民とのきめの細かい交流を一層進めていくことが必要である。こうした作業を積み重ねていくことにより、区の独自性が発揮され、特色あるまちづくりが実現していくことになる。

### 2. 行政運営の効率化・民主化とサービスの質的向上

分権化や行政改革の流れの中で、行政運営の効率化・民主化とともに行政サービスの質的向上が求められている。また住民の負担とサービスの関係、さらにそのサービスの中身について積極的に情報公開を進めていくべきである。

施設整備については、1区1施設という原則を重視するよりも、地域住民の意見を聞きながら配置を決めていく方が実質的な平等、行政サービスの向上につながり、限られた予算の効率的運用にもなる。また既存施設を利用者の立場からどう有効に活用していくかについても検討していくべきある。

情報化が進み、交通システムが整備されることにより大都市圏全体を視野に入れた広域的サービスが必要となる一方で、コミュニティなど小地域のきめ細かいサービスの充実も必要になり、多様化したニーズに対応できる柔軟な組織づくりが求められる。

### 3. 住民活動の支援と受け皿づくり

地域の総合行政機関となるためには、区役所がどの程度、企画・調整機能を発揮できるか、あるいは住民参加によるまちづくりの支援体制をとれるのかにかかっている。縦割りの各局所管の事業を横につなぎ、地域としてのまとまりをつくる重要な役割を区役所は果たすべきである。

住民自治の視点からみると、区役所は市の出先機関という発想を超え、自治体に準ずる一つのコミュニティととらえ直すことが必要である。

区役所は住民活動の基盤づくりとして、住民活動を支える様々なまちづくりのための事務局機能を担っていく。こうした区の取り組みや住民活動を背景に、他の政令指定都市の例を研究しながら住民各層の意見を反映する区協議会といった住民組織を形成していくことが求められる。

## 《参考》

区域の移り変わり	38
表1 名古屋市人口の推移（調査時の市域による）	39
表2 最近の名古屋市人口の動き	39
表3 行政区別人口の推移	40
表4 行政区別年齢3区分別人口	40
表5 行政区別常住人口・昼間人口	41
図 名古屋市の区別常住人口・昼間人口	42
表6 政令指定都市 行政区 面積・人口比較表	43

《参考》

区域の移りかわり

年 月 日	経 過
明治 22. 10. 1	市制施行
40. 6. 1	愛知郡熱田町を編入
40. 7. 16	愛知郡小碓村大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稻永新田を編入
41. 4. 1	4区制の実施 …… 東区、西区、中区、南区
大正 10. 8. 22	隣接16カ町村の編入 …… 愛知郡千種町、東山村、西春日井郡清水村、杉村、六郷村を東区の区域に、愛知郡中村、西春日井郡枇杷島町、金城村を西区の区域に、愛知郡御器所村、愛知町、常磐村を中区の区域に、愛知郡呼続町、小碓村、荒子村、八幡村、笠寺村を南区の区域に編入
昭和 12. 3. 1	隣接3カ町村の編入 …… 愛知郡下之一色町を南区の区域に、西春日井郡庄内町、萩野村を西区の区域に編入
12. 10. 1	10区制の実施 …… 千種区、東区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区、港区、南区
19. 2. 11	13区制の実施 …… 北区、栄区、瑞穂区の3区を増区
20. 11. 3	12区制の実施 …… 栄区を廃止し、中区に編入
30. 4. 5	愛知郡猪高村を千種区の区域に、天白村を昭和区に区域に編入 …… 旧村役場に区役所支所を新設
30. 10. 1	西春日井郡楠村を北区の区域に、山田村を西区の区域に、海部郡富田町を中川区の区域に、南陽町を港区の区域に編入 …… 旧町村役場に区役所支所を新設
38. 2. 15	守山市の区域を編入 …… 守山区設置、旧守山市役所を区役所、旧志段味出張所を区役所支所として新設 13区制
38. 4. 1	愛知郡鳴海町の区域を編入 …… 緑区設置、旧鳴海町役場を区役所として新設 14区制
39. 12. 1	知多郡有松町、大高町を緑区の区域に編入 …… 旧町役場に区役所支所を新設
49. 1. 21	緑区有松支所及び大高支所を廃止
50. 2. 1	16区制の実施 …… 千種区、昭和区の区域を変更し、新たに名東区、天白区を設置

表1 名古屋市人口の推移（調査時の市域による）

各年10月1日

年別	面積 ( km <sup>2</sup> )	世帯数	人口	1世帯当たり人員	対前回人口増加率(%)
大正9年	37.35	92,461	492,997	4.65	—
14年	149.56	164,141	768,558	4.68	78.7
昭和5年	150.74	190,379	907,404	4.77	18.1
10年	151.09	219,737	1,082,816	4.93	19.3
15年	161.09	269,511	1,328,084	4.93	22.7
22年	161.76	195,054	853,085	4.37	-35.8
25年	164.35	226,597	1,030,635	4.55	20.8
30年	250.07	284,451	1,336,780	4.70	29.7
35年	250.81	371,347	1,591,935	4.29	19.1
40年	325.19	495,200	1,935,430	3.91	21.6
45年	325.66	575,987	2,036,053	3.53	5.2
50年	326.25	634,794	2,079,740	3.28	2.1
55年	327.56	705,323	2,087,902	2.96	0.4
60年	327.91	730,666	2,116,381	2.90	1.4
平成2年	326.37	792,080	2,154,793	2.72	1.8
7年	326.37	841,083	2,152,184	2.56	-0.1

注) 各年国勢調査の結果による。

表2 最近の名古屋市人口の動き

各年10月1日

年別	世帯数	人口	1世帯当たり人員	対前年人口増加数	対前年人口増加率(%)
平成2年	792,080	2,154,793	2.72	—	—
3年	805,693	2,158,784	2.68	3,991	0.19
4年	817,207	2,162,007	2.65	3,223	0.15
5年	825,105	2,158,713	2.62	-3,294	-0.15
6年	830,766	2,153,293	2.59	-5,420	-0.25
7年	841,083	2,152,184	2.56	-1,109	-0.05
8年	851,083	2,151,084	2.53	-1,100	-0.05

注) 平成2年、7年は国勢調査結果、その他の年は愛知県人口動向調査の結果による。

表3 行政区別人口の推移

各年10月1日

区 別	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	人口增加数		
					5~6	6~7	7~8
全 市	2,158,713	2,153,293	2,152,184	2,151,084	-5,420	-1,109	-1,100
千種区	151,511	149,811	148,847	148,428	-1,700	-964	-419
東北区	67,090	66,645	66,096	65,889	-445	-549	-207
西中区	173,457	172,451	171,582	170,718	-1,006	-869	-864
昭和区	139,213	138,739	139,106	138,486	-474	367	-620
瑞穂区	142,861	141,465	140,519	139,410	-1,396	-946	-1,109
熱田区	64,081	62,999	63,006	62,605	-1,082	7	-401
中川区	105,358	104,239	104,293	104,252	-1,119	54	-41
南区	108,722	107,208	106,299	105,832	-1,514	-909	-467
守山区	65,871	65,278	65,055	64,556	-593	-223	-499
名東区	204,562	205,518	206,678	206,822	956	1,160	144
天白区	149,279	150,165	150,538	151,204	886	373	666
緑区	158,422	156,478	154,275	152,428	-1,944	-2,203	-1,847
名東区	148,536	149,657	148,919	148,799	1,121	-738	-120
天白区	185,361	188,254	190,936	194,156	2,893	2,682	3,220
守山区	153,272	152,615	151,763	150,741	-657	-852	-1,022
守山区	141,117	141,771	144,272	146,758	654	2,501	2,486

表4 行政区別年齢3区分別人口

平成8年10月1日

区 別	実 数				構 成 比 (%)		
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
全 市	2,151,084	319,967	1,537,630	285,626	14.9	71.5	13.3
千種区	148,428	19,210	107,065	22,007	12.9	72.1	14.8
東北区	65,889	8,879	46,428	10,208	13.5	70.5	15.5
西中区	170,718	25,051	120,014	24,215	14.7	70.3	14.2
昭和区	138,486	18,866	99,223	19,800	13.6	71.6	14.3
瑞穂区	139,410	16,363	98,499	24,257	11.7	70.7	17.4
熱田区	62,605	6,620	44,707	9,975	10.6	71.4	15.9
中川区	104,252	12,786	74,646	16,494	12.3	71.6	15.8
南区	105,832	13,872	74,112	17,498	13.1	70.0	16.5
守山区	64,556	8,374	45,302	10,634	13.0	70.2	16.5
名東区	206,822	32,954	147,062	26,063	15.9	71.1	12.6
天白区	151,204	25,840	107,765	17,200	17.1	71.3	11.4
緑区	152,428	21,307	108,071	22,938	14.0	70.9	15.0
名東区	148,799	23,658	107,323	17,480	15.9	72.1	11.7
天白区	194,156	34,743	139,805	19,164	17.9	72.0	9.9
守山区	150,741	26,790	109,631	14,003	17.8	72.7	9.3
守山区	146,758	24,654	107,977	13,690	16.8	73.6	9.3

注) 総数には年齢不詳を含む。

表 5 行政区別常住人口・昼間人口

平成2年10月1日

区別	総 数	常 住 人 口		区外からの 流入人口 C	流入超過 D=C-B	昼間人口 E=A+D	昼夜間 人口比率 E÷Ax 100	(常住人口 +昼間人 口) ÷2 (A+E)÷2
		自 区 内 残 留 人 口 A	区外への 流 出 人 口 B					
全 市	2,146,948	1,399,263	747,685	1,120,428	372,743	2,519,691	117.4	2,333,320
千 種 区	155,480	95,765	59,715	78,762	19,047	174,527	112.3	165,004
東 区	68,392	45,257	23,135	79,533	56,398	124,790	182.5	96,591
北 区	171,747	110,911	60,836	37,133	△ 23,703	148,044	86.2	159,896
西 区	141,041	96,793	44,248	57,574	13,326	154,367	109.4	147,704
中 村 区	145,930	101,936	43,994	150,036	106,042	251,972	172.7	198,951
中 区	65,117	49,465	15,652	284,054	268,402	333,519	512.2	199,318
昭 和 区	106,481	65,798	40,683	59,709	19,026	125,507	117.9	115,994
瑞 穂 区	110,990	69,356	41,634	47,980	6,346	117,336	105.7	114,163
熱 田 区	65,576	41,807	23,769	58,108	34,339	99,915	152.4	82,746
中 川 区	199,619	133,744	65,875	44,459	△ 21,416	178,203	89.3	188,911
港 区	147,899	108,292	39,607	60,144	20,537	168,436	113.9	158,168
南 区	159,299	108,443	50,856	46,109	△ 4,747	154,552	97.0	156,926
守 山 区	144,645	92,300	52,345	26,064	△ 26,281	118,364	81.8	131,505
綠 区	178,692	109,802	68,890	25,194	△ 43,696	134,996	75.5	156,844
名 東 区	151,853	89,250	62,603	31,054	△ 31,549	120,304	79.2	136,079
天 白 区	134,187	80,344	53,843	34,515	△ 19,328	114,859	85.6	124,523

注1) 本表の数値は平成2年国勢調査の結果である。

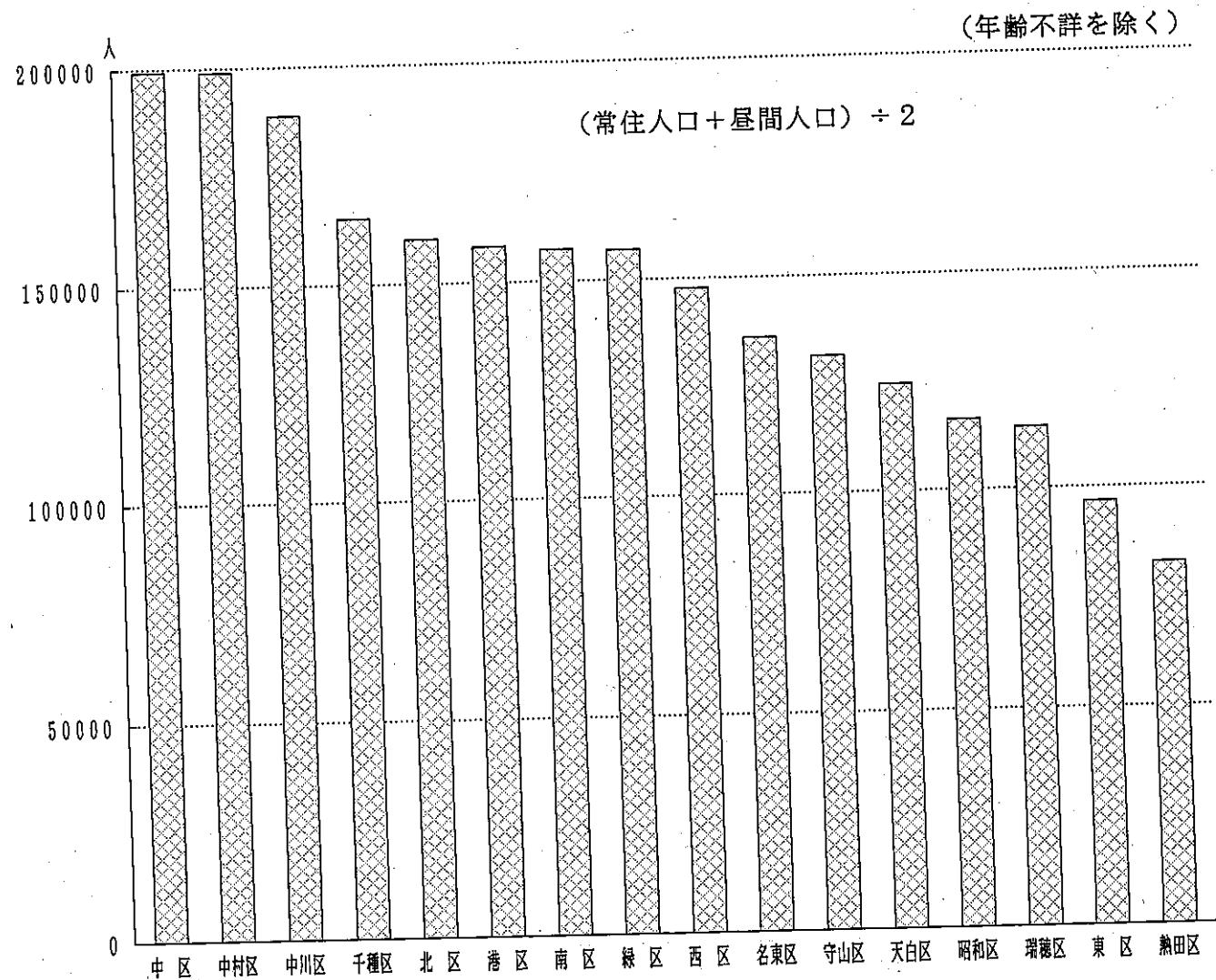
2) 本表の数値は、年齢不詳の者を含まない。

3) 「自治区内残留人口」は、常住人口総数から区外への流出人口を差し引いたものである。

4) 少数点第1位を四捨五入してあるため、区別内訳を合計しても全市合計と一致しない。

図 名古屋市の区別常住人口・昼間人口

区別	(常+昼) ÷ 2
中 区	199,318
中村区	198,951
中川区	188,911
千種区	165,004
北 区	159,896
港 区	158,168
南 区	156,926
緑 区	156,844
西 区	147,704
名東区	136,079
守山区	131,505
天白区	124,523
昭和区	115,994
瑞穂区	114,163
東 区	96,591
熱田区	82,746



平成 2 年 10 月 1 日

表 6 政令指定都市 行政区別 面積・人口比較表

上段：面積（km<sup>2</sup>）、下段：人口（人）

平成7年10月1日現在

札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	名古屋市			
中央区 46.41 173,358	青葉区 302.28 270,515	中央区 44.81 167,663	川崎区 38.91 196,338	鶴見区 33.27 251,232	戸塚区 35.77 243,400	北区 94.92 127,078	北区 10.33 85,487	東淀川区 13.26 185,931	東灘区 30.36 157,599	中区 15.34 128,360	門司区 72.60 120,890	東区 64.32 261,541	千種区 18.24 148,847	守山区 34.01 148,919
北区 63.48 251,419	宮城野区 58.05 176,827	花見川区 34.24 177,783	幸区 10.05 139,134	神奈川区 23.77 206,158	栄区 18.48 122,904	上京区 7.11 84,061	都島区 6.05 98,045	東成区 4.55 78,736	灘区 31.23 97,473	東区 39.38 124,829	小倉北区 39.25 194,194	博多区 31.47 169,319	東区 7.72 66,096	緑区 37.86 190,936
東区 57.14 241,319	若林区 48.38 128,942	稲毛区 21.25 150,657	中原区 14.70 190,385	西区 6.96 75,758	泉区 23.55 139,459	左京区 246.88 172,030	福島区 4.67 55,104	生野区 8.38 149,271	中央区 23.62 103,711	南区 25.39 138,208	小倉南区 169.33 204,975	中央区 15.14 139,596	北区 17.56 171,582	名東区 19.46 151,763
白石区 34.58 192,102	太白区 228.21 212,412	若葉区 84.21 149,263	高津区 16.36 172,196	中区 19.63 116,923	瀬谷区 17.07 121,489	中京区 7.38 91,062	此花区 15.37 68,529	旭区 6.30 102,500	兵庫区 14.44 98,856	西区 35.49 178,838	若松区 65.71 91,755	南区 30.98 238,652	西区 17.90 139,106	天白区 21.57 144,272
厚別区 24.38 122,738	泉区 146.58 182,601	緑区 66.41 82,780	宮前区 18.61 185,485	南区 12.63 192,518	青葉区 35.15 248,960	東山区 7.46 48,241	中央区 8.88 52,874	城東区 8.42 155,597	北区 241.71 230,473	安佐南区 116.95 185,414	八幡東区 36.36 85,405	城南区 16.02 124,224	中村区 16.32 140,519	
豊平区 106.05 296,647		美浜区 21.16 128,732	多摩区 20.49 187,042	港南区 19.91 222,694	都筑区 27.94 116,776	山科区 28.78 137,104	西区 5.20 58,674	鶴見区 8.16 97,843	長田区 11.47 96,807	安佐北区 353.39 154,079	八幡西区 83.04 256,176	早良区 95.88 196,796	中区 9.36 63,006	
南区 657.23 155,650			麻生区 23.38 132,240	保土ヶ谷区 21.91 197,435		下京区 6.82 70,662	港区 7.90 89,527	阿倍野区 5.99 102,753	須磨区 28.47 176,507	安芸区 94.02 74,542	戸畠区 16.66 66,203	西区 83.78 154,667	昭和区 10.93 104,293	
西区 74.93 194,308			旭区 32.88 251,052		南区 15.78 98,905	大正区 9.21 78,372	住之江区 20.21 138,944	垂水区 28.56 240,203	佐伯区 60.97 124,618			瑞穂区 11.23 106,299		
手稲区 56.92 129,484			疋子区 19.24 168,568		右京区 74.27 197,600	天王寺区 4.80 55,611	住吉区 9.34 162,493	西区 137.42 222,163				熱田区 8.16 65,055		
			金沢区 30.99 203,979		西京区 59.20 151,118	浪速区 4.37 49,122	東住吉区 9.75 141,447					中川区 32.01 206,678		
			港北区 31.30 279,333		伏見区 61.61 285,961	西淀川区 14.23 91,134	平野区 15.30 200,556					港区 45.57 150,538		
			緑区 25.44 148,498		淀川区 12.64 182,022	西成区 7.35 141,849						南区 18.47 154,275		
総計 1,121.12 1,757,025	総計 783.50 971,297	総計 272.08 856,878	総計 142.40 1,202,820	総計 435.89 3,307,136	総計 610.21 1,463,822	総計 220.66 2,602,421	総計 547.28 1,423,792	総計 740.93 1,108,888	総計 482.95 1,019,598	総計 337.59 1,284,795	総計 326.37 2,152,184			
9区平均 195,225	5区平均 194,259	6区平均 142,813	7区平均 171,831	18区平均 183,730	11区平均 133,075	24区平均 108,434	9区平均 158,199	8区平均 138,611	7区平均 145,657	7区平均 183,542	16区平均 134,512			

全127区

全都市平均  
150,793人

注1) 人口は、平成7年国勢調査結果による。

2) 面積は、建設省国土地理院の「平成7年全国都道府県市区町村別面積調」(平成7年10月1日現在)による。ただし、境界未定などがある場合は総務省統計局が推定した面積による。

\*人口20万人以上の区

3区	2区	0	0	8区	1区	1区	3区	0	2区	2区	1区	計 23区
----	----	---	---	----	----	----	----	---	----	----	----	-------

## 行政区のあり方懇話会 提言

---

□編集・発行　名古屋市市民局地域振興部区政課  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

☎ (052)972-3112

□発行年月　平成9年4月

□発行部数　1000部

□配布対象　府内・特定

---